

議第88号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成26年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	58,000,000	△ 10,888,000	47,112,000
	長浜市	1,500,000	△ 391,000	1,109,000
	近江八幡市	15,100,000	△ 2,395,000	12,705,000
	草津市	32,750,000	△ 2,669,000	30,081,000
	守山市	3,828,000	43,000	3,871,000
	栗東市	1,000,000	△ 888,000	112,000
	甲賀市	13,619,000	△ 2,800,000	10,819,000
	野洲市	21,732,000	△ 7,467,000	14,265,000
	湖南市	10,601,000	△ 6,849,000	3,752,000
	高島市	14,700,000	△ 2,205,000	12,495,000
	東近江市	6,200,000	△ 4,252,000	1,948,000
	愛荘町	1,500,000	△ 1,037,000	463,000
	豊郷町	200,000	△ 150,000	50,000
	計	180,730,000	△ 41,948,000	138,782,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	333,000	△ 59,000	274,000
	長浜市	6,017,000	△ 964,000	5,053,000
	甲賀市	29,750,000	△ 8,925,000	20,825,000
	湖南市	2,191,000	△ 600,000	1,591,000

議第88号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	東近江市	3,300,000 ^円	△ 791,000 ^円	2,509,000 ^円
	米原市	8,800,000	△ 2,200,000	6,600,000
	計	50,391,000	△ 13,539,000	36,852,000
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	3,750,000	△ 1,672,000	2,078,000
	計	3,750,000	△ 1,672,000	2,078,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	15,750,000	△ 8,306,000	7,444,000
	計	15,750,000	△ 8,306,000	7,444,000
県営農地防災事業	彦根市	4,666,000	△ 666,000	4,000,000
	近江八幡市	147,000	△ 1,000	146,000
	甲賀市	3,895,000	△ 1,077,000	2,818,000
	東近江市	17,462,000	△ 2,700,000	14,762,000
	計	35,834,000	△ 4,444,000	31,390,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成26年10月10日議決の「県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第161号）」の金額を改めようとするものである。